



ŌMIYA NEWS



No.10

2024年8月3日

JR東労組大宮地本

大地申第20号「大宮運転区で発生した不当処分・不当転勤の撤回を求める」緊急申し入れ

【第4回交渉】 7月31日開催

だから制止することもせず、帰宅を容認！

管理者に **業務指示違反の認識なし！**



今回の交渉で明らかになったのは、当該組合員が「帰ります」という主張に対し、「わかった」と答えた事実（会社調査では認められなかったと主張するもの）についての議論で、そもそも対応した管理者に「帰ります」という主張が業務指示違反になる認識がなかったことが判明。つまり管理者の役割として事足りておらず、それは会社のマネジメント不足に他ならない！

それで出された**処分**は**理不尽**以外なにもものでもない！



合理的な説明ができないから、**要件事実＝帰ったことのみで処分を出したの**は明らかだ！その根拠である面談内容を隠蔽しているのが本質だ！

今交渉でわかったこと

- ◇管理者など職場全体として業務指示違反の認識はなかった。
- ◇業務研究による変形日勤の必要性を、休日出勤依頼の際に管理者が説明できなかった。
- ◇当該組合員が帰宅しようとロッカーまで当該副長が追いかけているが、帰宅制止していない。
- ◇当該組合員に対して当該副長が「業務指示違反の認識なかった」「勤務手配で頭がいっぱいになり分かったと言って執務室に向かった」という事について事実が明らかになったが、調査はしない。（窓口で整理することを確認）



超重要！

この事実を訴えるも、支社は一切認めない！正しい報告を認めない会社の質は隠蔽体質に他ならない！

この事実を支社は認めない！

★団体交渉での Point★

組合：現場長の当時の認識は？
 会社：「業務指示違反」というよりも、支社に報告して対応をおく内容だと認識していた

12月30日、組合員が職場で副長、現場長に直接話を聞くと...

組合員：「何で『わかった』と言ったのか？」

当該副長：「当時は勤務を何とかしなきゃ、とそれしか頭になかった。」

現場長：「管理者側の対応にも課題があった」

「処分」の「根拠」となる主要な部分に労使の齟齬が発覚！

会社の世間体を守るために支社は事実の改ざん、隠蔽に奔走！この壮大な「茶番劇」の本質は、マネジメント不足を覆い隠すため。そして何でも言う事を聞く社員をつくるための恐怖支配体制構築のためだ！